

三次市立十日市中学校いじめ防止等に係る基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

本基本方針におけるいじめについて、法第 2 条を踏まえ、次の通り定義する。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識と共有を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重要な問題である。

イ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、い

じめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめ問題への対応は、教職員の生徒に対しての生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめ問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人に教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

(1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

- 毎学期、いじめアンケートをもとにした教育相談の実施
- 毎日、生活ノートを必ず提出させ、必ずコメントを書いて返却
- 定期的な教育相談以外に、日頃から生徒自ら相談できる学校の雰囲気づくり。
- スクールカウンセラーへの相談の積極的な推進

(2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定

- いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけての実施

(3) いじめ防止等に係る関係機関連携

- 心身や財産に重大な被害が生じる恐れがある時、犯罪行為と認められる場合は警察等関係機関と連携

(4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画

- いじめの防止等のための対策に関する年間計画を計画し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報

- 生徒・保護者を対象としたいじめアンケートの実施
- 生徒指導通信を活用しての意見・要望に対する回答

(6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報

- いじめ・体罰・セクハラ相談窓口の設置

(7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定（別紙）

(8) 重大な事案が発生した場合のプロジェクトチームの編成

- 三次市教育委員会への速やかな報告。
- 三次市教育委員会との協議の上での当該事案に対処するための組織の設置
- プロジェクトチームを中心とした事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめを受けた生徒・保護者への事実関係その他の必要な情報の適切な提供
- (9) 望ましい集団づくり
 - 学校行事や体験活動、道徳の時間を活用した仲間づくりの推進

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合 等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、三次市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチームの編成
- (ウ) 関係保護者、三次市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 三次市教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、いじめアンケート、教育相談、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数等、いじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年度計画を策定する。